

## ●入札参加資格申請書等の個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律第 61 条第 1 項及び第 62 号に基づき、入札参加資格申請書等における個人情報については、以下のとおり取り扱います。

### 【入札参加資格申請に係る個人情報の利用目的等】

静岡県知事が、入札参加資格申請書により取得する個人情報は、次のとおり利用します。

ア 入札参加資格の審査

イ 入札参加資格者名簿の作成及び供覧

ウ 国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する特殊法人等が行う建設工事の発注業務に必要な情報の提供

エ 個人情報の保護に関する法律第 69 条の規定による利用又は提供

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ④ 上記のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき